

長 幼 児 号 外
令和2年5月1日

保護者 様

長崎市長 田上 富久
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の期間延長に備えた保育所等の登園自粛要請期間の延長について（依頼）

保護者の皆様におかれましては、平素から本市の保育・教育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、政府の新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言が令和2年4月16日から令和2年5月6日まで発出されているところですが、5月7日以降も期間が延長される方針となっており、現時点では正式な期間が定められておりません。

つきましては、保育所等における登園自粛要請期間について、連休明けの混乱を防ぐため、次のとおり対応することといたしますので、お知らせします。

緊急事態宣言が延長された場合には、期間が終了するまでは、長崎市から保護者様に対して登園自粛を要請することとなりますが、登園自粛要請期間中の保育料については、引き続き日割り計算のうえ欠席日数分を減額します。欠席理由は問いません。

なお、登園自粛要請期間の終了日が確定した際には、追ってお知らせいたします。

登園自粛期間と保育料の日割り計算については、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」にも掲載することとしております。

【変更内容】

登園自粛要請期間の変更

変更前 令和2年4月16日から令和2年5月6日

↓

変更後 令和2年4月16日から令和2年5月10日

※緊急事態宣言が5月6日で終了となった場合であっても、周知期間が必要であることから5月10日まで登園自粛要請をいたします。

※5月11日以降も緊急事態宣言が延長された場合には、期間終了日まで、登園自粛要請を延長するものとします。

長崎市こども部幼児課 担当：今村、白石

電話：822-8888（内線4635、4631）

〒850-8685 長崎市桜町2-22（市役所別館3F）

Email:yoji@city.nagasaki.lg.jp